

令和4年1月11日作成

令和4年12月2日改定

こどもみらい住宅事業者登録規約

こどもみらい住宅支援事業（以下「本事業」という。）は、こどもみらい住宅支援事業補助金交付要綱（令和3年12月20日国住生第310号。以下、「交付要綱」という。）に定める要件（以下、「本事業の要件」という。）に合致する注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入（以下、併せて「新築住宅の建築・購入」という。）およびリフォーム（以下「リフォーム」という。）また新築住宅の建築・購入と合わせて「補助事業」という。）に対する補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を行う事業です。

第1条 こどもみらい住宅事業者

- こどもみらい住宅事業者とは、新築住宅の建築事業者および販売事業者（宅地建物取引業者に限る。）ならびにリフォームの工事施工者で、次条に定める共同事業者と補助事業を共同して行う事業者として事務局に登録された者をいいます。ただし、当該登録により、事務局および国（以下、「事務局等」という。）はこどもみらい住宅事業者として登録された事業者に対して何らその優良性を認定するものではありません。
- 本規定に基づき、こどもみらい住宅事業者として登録されるためには、以下①～③の要件（以下、「登録要件」という。）が満たされていなければなりません。登録後に登録要件のいずれかが満たされなくなった場合には、当該登録事業者は、直ちに事務局にその旨を通知しなければならないものとします。通知を受けた場合、またはその他登録要件のいずれかを満たさなくなったことが明らかな場合は、事務局は、速やかにその登録を停止するものとします。登録の停止を受けた場合、本規約第4条に基づく交付申請を行うことはできません。
 - ① 国内に法人登記された法人または住民登録された個人事業主
 - ② インターネット環境を有し、事務局が提供する本事業の Web システム（以下、「補助事業ポータル」という。）を利用できる者
 - ③ 以下 a）～ b）のいずれにも該当しない者
 - a) 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金（以下、「住宅局補助金」という。）において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者、または当該住宅局補助金の規約その他これに類するものに反してもしくは虚偽の申告により、申請するなどの不正な行為を行った者（団体を含む。）
 - b) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

第2条 共同事業者

共同事業者とは、本事業の利用を希望する消費者等（以下、「消費者等」という。）で、こどもみらい住宅事業者と工事請負契約または不動産売買契約を締結し、共同して補助事業を行う者をいいます。なお、当該契約の当事者のみで本事業の世帯に関する要件を満たすことができない場合、当該要件を満たすために必要な同居する配偶者等を含みます。

第3条 こどもみらい住宅事業者の責任

こどもみらい住宅事業者は、以下①～⑤に掲げる事項全てについてその責任を有します。

- ① こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）、事務局が作成するマニュアルおよび規約（本規約を含む。）ならびに事務局等が行った告知・発表等（以下、「マニュアル等」という。）に定める事項の遵守
- ② 消費者等に対して本事業についての正しい説明を行うこと
- ③ 共同事業者から受託した本補助金の交付申請手続きの適正な実施
- ④ 事務局から交付される本補助金の共同事業者への還元
- ⑤ 本事業の適正かつ円滑な運営のために事務局および国が行う調査および活動への協力

第4条 交付申請の手続き

本補助金の交付申請にあたり、こどもみらい住宅事業者と共同事業者は交付規程に定める「共同事業実施規約」（以下、「共同事業実施規約」という。）を締結するとともに、共同事業者はこどもみらい住宅事業者に対して本補助金の交付申請を委託し、こどもみらい住宅事業者はこれを受託します。なお、事務局は、提出された交付申請書類に不備または不足を発見した場合、申請ポータルを通じた通知または電話により確認を行うことがあります。こどもみらい住宅事業者は事務局からの確認について、指定される期限までに回答しなければいけません。

第5条 本補助金の還元方法

こどもみらい住宅事業者が、前条の交付申請により本補助金の交付を受けたとき、こどもみらい住宅事業者は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①②いずれかの方法により共同事業者に還元しなければなりません。当該方法については、共同事業実施規約の締結時に双方で確認する必要があります。ただし、②については補助金が交付された時点において、契約に係る代金が精算済みであり、共同事業者のこどもみらい住宅事業者に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限り、適用されます。

- ① 契約に係る共同事業者のこどもみらい住宅事業者に対する債務（最終支払いに限る。）に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

第6条 完了報告の提出

補助事業が新築住宅の建築・購入に該当する場合、本補助金の交付後であっても、こどもみらい住宅事業者は本補助金の対象である新築住宅を引渡しおよび共同事業者の入居が完了したことを、事務局が定める方法により、事務局が定める時期までに事務局に対して報告（以下、「完了報告」という。）を行わなければなりません。事務局が定める時期までに完了報告の提出がない場合、または提出された完了報告により補助事業の要件を満たさないことが確認された場合、事務局は交付規程第15の規定に基づき当該補助事業の交付決定を取り消すことがあります。

第7条 本事業の留意点

こどもみらい住宅事業者は、以下①～③の留意点について理解しておかなければなりません。

- ① 交付申請を行った額から実際に交付される補助金額が減額されることがあること
- ② 補助金の還元方法が第5条第①号である場合、こどもみらい住宅事業者は本補助金の交付から還元までの期間について本補助金を保持しなければならないこと
- ③ 共同事業者の協力が得られず完了報告の提出ができない等の場合であっても、交付規程第15に基づく本補助金の返還はこどもみらい住宅事業者が行わなければならないこと

第8条 情報公開と問い合わせ

こどもみらい住宅事業者は、事務局が作成する本事業のホームページ上での当該事業者に関する情報の公開を希望することができます。ただし、情報の公開にあたっては、こどもみらい住宅事業者は、消費者等からの問い合わせに対応する義務を負い、消費者等からの問い合わせに適切に対応できる体制を整備しなければなりません。事務局は、こどもみらい住宅事業者による問い合わせ対応もしくは体制の整備が不十分であると判断した場合、または公開内容が不適切であると判断した場合、事前の通告なしに情報の公開を中止する場合があります。

第9条 従業員等への周知

こどもみらい住宅事業者は、本事業に関わる従業員およびその取引先等（以下、「従業員等」という。）に対して、こどもみらい住宅事業者の業務、責任、留意点、禁止事項等について、周知と教育を徹底しなければなりません。

第10条 禁止事項

こどもみらい住宅事業者（こどもみらい住宅事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）およびその従業員等は、以下に掲げる行為を行ってはけません。

- ① 不正、虚偽によりこどもみらい住宅事業者の登録を受け、または登録を申請すること
- ② 不正、虚偽により本補助金の交付を受け、または本補助金の交付申請（交付申請の予約を含む。以下本条において同じ。）をすること
- ③ 自社が製造した製品を用いたリフォームによる補助金の交付申請
- ④ こどもみらい住宅事業者の登録申請書の提出前に着工した補助事業による交付申請
- ⑤ 消費者等に対して、本事業の制度および事務局等の名称、商標、または称呼等を用いて、当該こどもみらい住宅事業者が取り扱う補助事業の優良性を誤認させるおそれのある言動、表示および広告をすること
- ⑥ 事務局等に対する債権を、第三者に譲渡し、もしくは移転し、または担保に供すること
- ⑦ 事務局等に対する一切の権利および義務ならびに本規約に基づき締結される事務局との間の契約上の地位について、事務局の同意なしに第三者に対して譲渡し、もしくは移転し、または担保に供すること
- ⑧ 事務局等および消費者等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける言動をすること
- ⑨ その他、事務局等が本事業の趣旨に反すると判断する行為、および事務局等との信頼関係を損なう一切の行為

第11条 登録の抹消

事務局は、こどもみらい住宅事業者またはその従業員等が本規約に違反する行為を行い、または行おうとしたと事務局が判断した場合、こどもみらい住宅事業者としての登録を停止または抹消することがあります。

第12条 補助金の返還

1. 事務局は、こどもみらい住宅事業者が前条に基づきこどもみらい住宅事業者としての登録を停止もしくは抹消された場合、または本補助金の交付決定が交付規程第15の規定に基づき取り消された場合、補助事業の全部もしくは一部に対して補助金を交付せず、その交付を停止し、または交付した本補助金の全部もしくは一部の返還を命じることがあります。
2. こどもみらい住宅事業者は、前項による返還命令を受けた場合、速やかに本補助金の全部または一部を返還しなければなりません。
3. 事務局は、こどもみらい住宅事業者に対して、第1項の返還命令の際に、本補助金受領の日から返還までの日数に応じ、返還命令の対象となる本補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した加算金の支払いおよび返還手続きに要する手数料の支払いを求めることができます。

第13条 本規約の変更等

事務局が本規約を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業のホームページおよび補助事業ポータルにより、本規約の変更をする旨、変更内容および変更の効力発生時期を通知するものとします。ただし、上記に関わらず、当該変更がこどもみらい住宅事業者一般の利益に適合する場合、または緊急の必要がある場合、その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、または変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。変更後の本規約については、事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

第14条 免責

1. 事務局等は、本事業に関して、こどもみらい住宅事業者またはこどもみらい住宅事業者になろうとする者に生じたあらゆる損失等について、一切の責任および義務を負わないものとします。ただし、事務局等の故意または重過失によるものである場合には、事務局等は、当該こどもみらい住宅事業者またはこどもみらい住宅事業者となろうとする者に直接かつ現実に生じた損害に限り、責任を負うものとします。
2. 事務局等は、本事業に関して、こどもみらい住宅事業者またはこどもみらい住宅事業者となろうとする者と、第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任および義務を負わないものとします。

第15条 事務局による個人情報の利用

1. 事務局が取得した個人情報は、事務局が国から本事業に係る補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存し、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告するほか、国、地方公共団体および国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供することがあります。
2. 事務局等は、こどもみらい住宅事業者またはこどもみらい住宅事業者となろうとする者から提出された個人情報について、統計的に処理したデータを公表することができるものとします。

第16条 こどもみらい住宅事業者の秘密保持義務および個人情報保護義務

1. こどもみらい住宅事業者（こどもみらい住宅事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）は、本事業に関連して、事務局等から開示される技術上または営業上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩、開示または公表してはならないものとします。ただし、事務局の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。
2. こどもみらい住宅事業者は、本事業上の義務を履行する目的に限り、秘密情報を複製、加工、および利用することができます。
3. こどもみらい住宅事業者は、事務局から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報（秘密情報を複製および加工したものを含む。）を返却、廃棄または消去するものとします。当該返却、廃棄、または消去に要する費用は、こどもみらい住宅事業者が負担するものとします。
4. こどもみらい住宅事業者は、秘密情報および個人情報の安全管理のために、組織的、人的、物理的および技術的な安全措置を講じなければならないものとします。
5. 事務局が要求する場合、こどもみらい住宅事業者は、秘密情報および個人情報の管理状態を事務局に報告するものとします。また、事務局は、こどもみらい住宅事業者に対し、事前の書面による通知により、事務局がこどもみらい住宅事業者の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、こどもみらい住宅事業者の事業所その他秘密情報および個人情報の管理場所または使用場所に立入り、関連する書類等の提出を求める等秘密情報および個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとします。
6. 事務局およびこどもみらい住宅事業者は、秘密情報または個人情報の漏洩等の事故が発生し、または発生したおそれのあることを知った場合、当該事故の発生原因の如何に関わらず、直ちにその旨を相手方に報告し、事務局とこどもみらい住宅事業者が協議の上、適切な措置を講じるものとします。
7. 事務局およびこどもみらい住宅事業者は、前項の事故について、事故を引き起こした責任がいずれにあるかを協議の上、確定するものとします。
8. 事故に対する措置費用および事故により生じた損害（通常生じる損害に限定されるが、逸失利益は除く。）については、前項に基づき確定された事故を引き起こした責任があると認められた者が負担するものとします。

第17条 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、事務局とこどもみらい住宅事業者またはこどもみらい住宅事業者になろうとする者との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条 雑則

本規約に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、マニュアル等に定めるものとする。

第19条 合同事業への参加申告

1. 事務局等は、令和4年度補正予算（第2号）に基づき創設される次に掲げる①の事業の事務局開設日または本事業への登録申請日のいずれか遅い日をもって、こどもみらい住宅事業者が、①の事業ならびに①と一体的な運用が検討される②および③の事業（以下、①～③をまとめて「合同事業」という。）のいずれかまたは全てにおいて、本事業におけるこどもみらい住宅事業者と同様の責任と役割を担う事業者（以下、「合同事業住宅事業者」という。）として参加することの希望を有し、その旨の申告（以下、「参加申告」という。）を国に対して行ったものとみなします。
 - ① こどもエコすまい支援事業（国土交通省）
 - ② 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）
 - ③ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省および環境省）
2. 合同事業のいずれの事業にも参加を希望しないこどもみらい住宅事業者は、事務局等が別途定める期限までに、本事業の補助事業ポータルから参加申告を取り下げることができます。なお、合同事業の一体的な運用のため、当該参加申告において一部の事業の参加申告を取り下げることとはできません。
3. 事務局等は、参加申告を行ったこどもみらい住宅事業者が、登録時に提出した情報（提出後の変更を含む。）および振込口座の情報について、合同事業の各事業における管轄省庁および事務事業者に提供します。なお、当該情報の提供が行われた場合でも、合同事業のいずれかまたは全部に交付申請を行う際には、当該事業の事務事業者が定める方法により合同事業住宅事業者としての登録を完了しなければなりません。

社内周知用

こどもみらい住宅支援事業の 交付申請を行う担当者へご周知ください。

こどもみらい住宅支援事業の交付申請にあたっては、補助対象要件を満たすことが確認できる書類の提出等、事務局が作成するマニュアルおよび規約ならびに事務局等が行った告知・発表等（以下、「マニュアル等」という。）に定める所定の手続きが必要です。

つきましては、以下の留意点について、交付申請を行う営業担当者等へ事前周知を行っていただくようお願い申し上げます。

交付申請にあたっての留意点

- ☑ 事業者登録申請前に着工した事業について交付申請することはできません。
- ☑ 本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
- ☑ 契約書面上で契約締結日が確認出来ない契約書では交付申請することはできません。
(契約締結日が補助対象期間内であることは契約書面上の日付で確認できる必要があります。)
- ☑ 工事写真を撮り忘れた場合は、交付申請することはできません。
リフォーム：工事着手が確認できる工事中写真（※交付申請の予約時）
対象工事ごとに定められた工事前後写真および工事中写真
- ☑ 住民票やマイナンバーカードを提出する場合、マイナンバー（QRコード含む。）が記載された面は提出できません。（提出する場合必ず黒塗りしてください。）
- ☑ 自社が製造した製品を用いたリフォーム工事の交付申請はできません。

【注意事項】

- ・その他の詳しい要件や必要な手続き等については、マニュアル等をよくご確認の上、交付申請を行ってください。